

○府中町建設工事前金払実施要領

昭和57年4月1日制定

(趣旨)

第1条 建設工事前金払の実施については、府中町建設工事執行規則（平成19年規則第21号。以下「執行規則」という。）および府中町財務規則（昭和40年規則第8号）に定めるもののほかこの要領によるものとする。

(実施範囲)

第2条 前金払を行うことのできる範囲は、執行規則第44条第1項に定める工事で、請負代金額が500万円以上の場合とする。

(前金払の額)

第3条 前金払の額は、請負代金額の10分の4に相当する額以内とする。この場合において算定して得た額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 繰越名許費支弁の翌年度に亘る契約における前金払については、契約締結の当初に請負代金額の総額に対する前金払をして差し支えないものとする。

3 債務負担行為に基づく2年度以上に亘る契約における前金払については、各年度の年割額に応ずる各年度の出来高予定額に対して、前条及び本条第1項の規定に準じておのこの年度に分割して支払うものとする。ただし、年度末において契約を締結する場合には、その年度の債務負担行為の年割額の範囲内で支払いができる場合に限り、契約を締結した年度において、当該年度及び翌年度の出来高予定額に対して前払金を支払うことができるものとする。

(前払金の支払)

第4条 前金払を受けようとするものは、契約に基づく工事に着手した後において、別記様式による前金払申請（請求）書に保証事業会社の保証証書を添付して申請するものとする。

2 前払金の支払時期は、前項に定める申請を受理した日から起算して14日以内とする。ただし、前年度における債務負担行為の年割額に応ずる出来高予定額の繰越があった場合においては、当該繰越分に係る前払金を全部償却した後において当該年度の前払金を支払うものとする。

(請負代金額の変更による措置)

第5条 前金払を行った後、工事内容の変更その他の理由により請負代金額を変更した場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 請負代金額が増加した場合

増額した額に対する前金払は、原則として行わないものとする。ただし、町長において特に必要があると認めた場合には、その増額後の請負代金額の第3条第1項に規定する前金払の額から支払済みの前払金額を控除した額の前払金の支払をすることができるものとする。

(2) 請負代金が減少した場合

受領済みの前払金額が、減額後の請負代金額の10分の5に相当する額を超えるときは、その超過額を返還させるものとする。ただし、超過額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(保証事業会社)

第6条 町長が指定する保証事業会社は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とする。

附 則

この要領は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年5月12日から施行し、同日以後に契約を締結する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成22年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、施行の日以降に公告又は指名通知するものから適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月3日から施行し、同日以後に契約を締結する工事から適用する。

別記様式（省略） 前金払申請・請求書 規定条文第4条